

多摩中央公園改修整備・運営事業
公募設置等指針 新旧対照表

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前(令和3年4月9日修正版)	修正後(令和3年7月修正版)
1	6	1	4	(5)	ア				ア 事業期間	本事業の事業期間は、基本協定の締結の日(令和3年9月下旬を予定)から、令和25年3月末まで(認定有効期間が令和25年3月末を超える場合は、認定有効期間の終了日まで)の期間とする。	本事業の事業期間は、基本協定の締結の日(令和3年12月下旬を予定)から、令和25年3月末まで(認定有効期間が令和25年3月末を超える場合は、認定有効期間の終了日まで)の期間とする。
2	6	1	4	(5)	イ				イ 公募設置等計画の認定の有効期間	・認定日:実施協定締結日(令和3年12月下旬を予定)と同日。 ・認定有効期間:特定公園施設の改修工事の着工予定日(令和4年7月1日を想定)から20年間。	・認定日:実施協定締結日(令和4年2月上旬を予定)と同日。 ・認定有効期間:特定公園施設の改修工事の着工予定日(令和4年10月1日を想定)から20年間。
3	6	1	4	(5)	エ				エ その他	パルテノン多摩飲食スペースの運営業務(任意提案)は、パルテノン多摩のプレオープン日(令和4年3月を予定)から3か月以内より営業を開始するものとし、認定計画提出者は、当該スペースの内装工事等の準備期間を考慮し、業務開始日を令和4年1月頃から営業開始までの間で提案するものとする。なお、業務終了日は、令和9年3月末以降事業期間終了日までの間で認定計画提出者が提案した日とする(撤去・原状回復に要する期間を含む)。 また、連携協議会運営業務については、基本協定の締結日から、本事業の終了日までとする。	パルテノン多摩飲食スペースの運営業務(任意提案)は、パルテノン多摩のオープン日(令和4年7月を予定)までに営業を開始するものとし、認定計画提出者は、当該スペースの内装工事等の準備期間を考慮し、業務開始日を実施協定の締結日から営業開始までの間で提案するものとする。なお、業務終了日は、令和9年3月末以降事業期間終了日までの間で認定計画提出者が提案した日とする(撤去・原状回復に要する期間を含む)。 また、連携協議会運営業務については、実施協定の締結日から、本事業の終了日までとする。
4	7	1	4	(6)					(6) スケジュール	本協定の締結:令和3年9月下旬 公募設置等計画説明業務の実施期間:基本協定締結日～令和3年12月頃(3か月) 公募設置等計画の認定/実施協定の締結:令和3年12月下旬 特定公園施設等の改修整備に係る実施設計、改修工事期間:令和4年1月～令和6年12月頃(3年)※1 特定公園施設建設・譲渡契約 ※3:特定公園施設の着工日前まで※2 公募設置等計画の認定有効期間の開始:特定公園施設の着工日※2 特定公園施設等の全面供用開始:令和7年1月頃 パルテノン多摩飲食スペースの運営開始:令和4年3月頃 連携協議会設立業務(STEP1)の実施期間:基本協定締結日～令和3年12月頃(約3か月) 連携協議会運営業務(STEP2)の実施期間:令和4年1月上旬頃～(認定計画提出者が提案する期間) 連携協議会展開推進業務(STEP3)の実施期間:連携協議会運営業務(STEP2)の終了日～本事業の終了日 事業終了:令和25年3月末または認定有効期間終了日	本協定の締結:令和3年12月下旬 公募設置等計画説明業務の実施期間:基本協定締結日～令和4年1月下旬頃(約1か月) 公募設置等計画の認定/実施協定の締結:令和4年2月上旬頃 特定公園施設等の改修整備に係る実施設計、改修工事期間:令和4年2月上旬頃～令和6年12月頃(2年11か月)※1 特定公園施設建設・譲渡契約 ※3:特定公園施設の着工日前まで※2 公募設置等計画の認定有効期間の開始:特定公園施設の着工日※2 特定公園施設等の全面供用開始:令和7年1月頃 パルテノン多摩飲食スペースの運営開始:パルテノン多摩オープン日(令和4年7月頃)まで 連携協議会設立業務(STEP1)の実施期間:実施協定締結日～令和4年3月頃(約2か月) 連携協議会運営業務(STEP2)の実施期間:令和4年4月上旬頃～(認定計画提出者が提案する期間) 連携協議会展開推進業務(STEP3)の実施期間:連携協議会運営業務(STEP2)の終了日～本事業の終了日 事業終了:令和25年3月末または認定有効期間終了日
5	7	1	4	(6)					(6) スケジュール	※1 本市では、特定公園施設等の実施設計期間を令和4年1月～令和4年6月までの6か月間(確認申請、積算等を含む)、改修工事期間を令和4年7月～令和6年12月までの2年6か月間(完成検査、引渡し等を含む)として想定しているが、上記3年の期間内において、認定計画提出者が設計・工事工程の提案を行うものとする。	※1 本市では、特定公園施設等の実施設計期間を令和4年2月～令和4年9月までの8か月間(確認申請、積算等を含む)、改修工事期間を令和4年10月～令和6年12月までの2年3か月間(完成検査、引渡し等を含む)として想定しているが、上記2年11か月の期間内において、認定計画提出者が設計・工事工程の提案を行うものとする。
6	7	1	4	(6)					(6) スケジュール	※2 公募設置等計画の認定有効期間の開始日は、認定計画提出者の提案に基づく特定公園施設の改修工事の着工予定日(本市では令和4年7月1日を想定)とし、その日までに、本市は、認定計画提出者と特定公園施設建設・譲渡契約を締結するものとする。	※2 公募設置等計画の認定有効期間の開始日は、認定計画提出者の提案に基づく特定公園施設の改修工事の着工予定日(本市では令和4年10月1日を想定)とし、その日までに、本市は、認定計画提出者と特定公園施設建設・譲渡契約を締結するものとする。
7	8	1	4	(6)					図 1-2 事業期間(予定)	(別紙1)	
8	11	2	1	(5)					(5) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期	なお、公募対象公園施設の着工日は、特定公園施設の着工日(令和4年7月1日を想定)と同日を想定しているが、認定有効期間内で認定計画提出者が提案することも可能であり、詳細な時期については、提出された公募設置等計画に基づき、本市との協議を踏まえて決定するものとする。	なお、公募対象公園施設の着工日は、特定公園施設の着工日(令和4年10月1日を想定)と同日を想定しているが、認定有効期間内で認定計画提出者が提案することも可能であり、詳細な時期については、提出された公募設置等計画に基づき、本市との協議を踏まえて決定するものとする。

多摩中央公園改修整備・運営事業
公募設置等指針 新旧対照表

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前(令和3年4月9日修正版)	修正後(令和3年7月修正版)
9	18	2	4	(2)	ア				ア 業務の背景及び目的・概要	この連携協議会は、令和3年12月下旬に設立する計画であり、令和2年8月から、前身となる設立準備会を開催している状況である。設立準備会の構成メンバーについては、要求水準書 資料20を参照すること。	この連携協議会は、令和4年3月下旬に設立する計画であり、令和2年8月から、前身となる設立準備会を開催している状況である。設立準備会の構成メンバーについては、要求水準書 資料20を参照すること。
10	19	2	4	(2)	イ	(イ)			表 2-5 連携協議会運営業務の業務内容	連携協議会の事業展開(本市の想定イメージ) ステップ:STEP1 想定期間:令和2年8月～令和3年12月頃 ステップ:STEP2 想定期間:令和3年12月頃～認定計画提出者が提案する期間(約3～5年)	連携協議会の事業展開(本市の想定イメージ) ステップ:STEP1 想定期間:令和2年8月～令和4年3月頃 ステップ:STEP2 想定期間:令和4年4月頃～認定計画提出者が提案する期間(約3～5年)
11	19	2	4	(2)	イ	(イ)			(イ) 業務期間及び業務内容の概要	なお、連携協議会の将来ビジョンや各ステップでの活動目標等は、設立準備会において協議を進めているところであり、連携協議会に対する認定計画提出者の提案を受け、本市、設立準備会及び認定計画提出者での調整や意見交換等を経て、令和3年12月に予定している連携協議会の設立までに「連携協議会運営計画」として取りまとめることを予定している。設立準備会の活動状況については、要求水準書 資料20を参照すること。	なお、連携協議会の将来ビジョンや各ステップでの活動目標等は、設立準備会において協議を進めているところであり、連携協議会に対する認定計画提出者の提案を受け、本市、設立準備会及び認定計画提出者での調整や意見交換等を経て、令和4年3月に予定している連携協議会の設立までに「連携協議会運営計画」として取りまとめることを予定している。設立準備会の活動状況については、要求水準書 資料20を参照すること。
12	21	2	4	(3)	イ	(ア)			表 2-6 本市が支払う費用の上限額(消費税及び地方消費税を含む。)	業務の実施期間: 全面供用開始前 (令和3年9月頃～令和6年12月頃)	業務の実施期間: 全面供用開始前 (令和4年2月頃～令和6年12月頃)
13	23	2	4	(4)	イ	(ウ)			(ウ) 業務期間	パルテノン多摩飲食スペースは、パルテノン多摩のプレオープン日(令和4年3月を予定)から3か月以内に営業を開始するものとし、認定計画提出者による当該スペースの内装工事等の準備期間を考慮し、業務開始日を令和4年1月頃から営業開始までの間で提案するものとする。ただし、4階飲食スペースの配置エリアにおいて、令和4年1月～3月下旬にかけて行われる遊具の設置工事との調整に留意した計画とすること。	パルテノン多摩飲食スペースは、パルテノン多摩のオープン日(令和4年2月を予定)までに営業を開始するものとし、認定計画提出者による当該スペースの内装工事等の準備期間を考慮し、業務開始日を実施協定の締結日から営業開始までの間で提案するものとする。ただし、4階飲食スペースの配置エリアにおいて、令和4年1月～3月下旬にかけて行われる遊具の設置工事との調整に留意した計画とすること。
14	23	2	4	(4)	イ	(エ)			(エ) 使用許可の期間	使用許可の期間は、令和4年1月1日以降で、認定計画提出者による当該スペースの内装工事等の着工日から開始されるものとし、認定計画提出者からの特段の申出又は契約上の違反等がないことを前提に、本業務の終了日まで、1年ごとに更新するものとする。	使用許可の期間は、実施協定締結日以降で、認定計画提出者による当該スペースの内装工事等の着工日から開始されるものとし、認定計画提出者からの特段の申出又は契約上の違反等がないことを前提に、本業務の終了日まで、1年ごとに更新するものとする。
15	31	4	1						表 4-1 公募手続きに関する日程(予定)	公募設置等指針の公表:令和3年1月22日(金) 現地説明会:令和3年2月5日(金) 質問の提出期限:令和3年2月12日(金) 質問に対する回答の公表:令和3年3月上旬頃 個別対話の申込期限:令和3年3月中旬頃 個別対話の開催:令和3年3月下旬頃 個別対話の結果の公表:令和3年4月上旬頃 参加表明書の受付:令和3年4月19日(月)～令和3年4月23日(金) 公募設置等計画の受付:令和3年5月24日(月)～令和3年5月28日(金) 公募設置等計画の評価(プレゼンテーション等):令和3年7月中旬頃 公募設置等予定者の通知:令和3年7月下旬頃 基本協定の締結:令和3年9月下旬頃	公募設置等指針の公表:令和3年1月22日(金) 現地説明会:令和3年2月5日(金) 質問の提出期限:令和3年2月12日(金) 質問に対する回答の公表:令和3年3月上旬頃 個別対話の申込期限:令和3年3月中旬頃 個別対話の開催:令和3年3月下旬頃 個別対話の結果の公表:令和3年4月上旬頃 参加表明書の受付:令和3年4月19日(月)～令和3年4月23日(金) 公募設置等計画の受付:令和3年8月10日(火)～令和3年8月13日(金) 公募設置等計画の評価(プレゼンテーション等):令和3年10月上旬頃 公募設置等予定者の通知:令和3年10月中旬頃 基本協定の締結:令和3年12月下旬頃
16	31	4	2	(1)	イ				イ 多摩中央公園改修整備・運営事業 事務局	多摩市 環境部 公園緑地課 「多摩中央公園改修整備・運営事業」担当(井上、浅井) TEL 042-338-6953 FAX 042-338-6857 メールアドレス:tm292000@city.tama.tokyo.jp	多摩市 環境部 公園緑地課 みどり担当 企画政策部 行政管理課 公民連携係 「多摩中央公園改修整備・運営事業」担当 TEL 042-338-6953 FAX 042-338-6857 メールアドレス:tm292000@city.tama.tokyo.jp

多摩中央公園改修整備・運営事業
公募設置等指針 新旧対照表

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前(令和3年4月9日修正版)	修正後(令和3年7月修正版)
17	33	4	2	(7)					(7) 参加表明書の受付	なお、参加を辞退する者は、応募辞退届(「様式集(資格審査)」様式7を、令和3年5月21日(金)までに、「多摩中央公園改修整備・運営事業 事務局」まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。	なお、参加を辞退する者は、応募辞退届(「様式集(資格審査)」様式7を、令和3年8月6日(金)までに、「多摩中央公園改修整備・運営事業 事務局」まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。
18	33	4	2	(8)					(8) 公募設置等計画等の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用様式:「様式集」のとおり(指定のない場合は任意様式) ・ 受付期間:令和3年5月24日(月)～令和3年5月28日(金)17時 ・ 受付場所:多摩市 公園緑地課窓口(多摩市役所東庁舎1階) ・ 提出方法:受付場所へ持参 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用様式:「様式集」のとおり(指定のない場合は任意様式) ・ 受付期間:令和3年8月10日(火)～令和3年8月13日(金)17時 ・ 受付場所:多摩市 公園緑地課窓口(多摩市役所東庁舎1階) ・ 提出方法:受付場所へ持参
19	36	4	6	(1)					(1) 基本協定	設置等予定者は、本市が選定した公募設置等計画に基づき、本市と協議の上、本事業の実施に関する基本的な役割分担等を定めた基本協定を本市と締結する(令和3年9月下旬を予定)。	設置等予定者は、本市が選定した公募設置等計画に基づき、本市と協議の上、本事業の実施に関する基本的な役割分担等を定めた基本協定を本市と締結する(令和3年12月下旬を予定)。
20	36	4	6	(2)					(2) 実施協定	認定計画提出者は、基本協定の締結後、特定公園施設の実施設業務の着手前までに、本市との間で本事業の実施に向けた協議を行い、事業内容の詳細について定めた実施協定を、本市と締結する(令和3年12月下旬を予定)。	認定計画提出者は、基本協定の締結後、特定公園施設の実施設業務の着手前までに、本市との間で本事業の実施に向けた協議を行い、事業内容の詳細について定めた実施協定を、本市と締結する(令和4年2月上旬を予定)。
21	36	4	6	(4)					(4) 特定公園施設建設・譲渡契約	代表法人は、特定公園施設の着工前までに、特定公園施設建設・譲渡契約を、本市と締結する。ただし、予算措置及び財産の取得について多摩市議会(令和4年6月議会を予定)で可決されることを前提とする。	代表法人は、特定公園施設の着工前までに、特定公園施設建設・譲渡契約を、本市と締結する。ただし、予算措置及び財産の取得について多摩市議会でも可決されることを前提とする。
22	37	4	6	(9)					(9) 連携協議会運営業務に係る業務委託契約	連携協議会運営業務の担当法人は、基本協定の締結後、連携協議会運営業務に係る業務委託契約を、本市と締結する。	連携協議会運営業務の担当法人は、実施協定の締結後、連携協議会運営業務に係る業務委託契約を、本市と締結する。
23	40								別紙1 用語の定義	【本事業に関する用語】 CMA:クリエイティブ・キャンパスのマネジメントを行う協議体であり、「キャンパス・マネジメント・アソシエーション」の略称。多摩センター地区の活性化の実現に向け、取組方針や推進手法、活動内容の検討・協議・決定、実施・検証を行うことを目的に、令和3年12月の立上げを予定。本指針では、「連携協議会」という。	【本事業に関する用語】 CMA:クリエイティブ・キャンパスのマネジメントを行う協議体であり、「キャンパス・マネジメント・アソシエーション」の略称。多摩センター地区の活性化の実現に向け、取組方針や推進手法、活動内容の検討・協議・決定、実施・検証を行うことを目的に、令和4年3月の立上げを予定。本指針では、「連携協議会」という。